

定額(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第四十五号

平成二十一年
六月二十一日

月曜日

規則 次

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

一

規則

山梨県規則第三十号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年六月二十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五の表産業支援課の項第十号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番